

長野県立歴史館喫茶室カウンタースペースの貸付け募集要領

長野県立歴史館長が管理する行政財産の貸付けに係る公募型見積合わせを行い、喫茶室を営業する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要領の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 目的

県有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 貸付物件

名 称	長野県立歴史館喫茶室カウンタースペース			
所 在 地	長野県千曲市大字屋代 260-6			
区分、種目等	区 別	構 造	面 積	設 備 等
	建物	RC 造	19.87 m ²	電気、水道、LP ガス配管、空調

3 営業許可種目

事業計画書に記載の事業用（以下指定用途）

4 応募資格

- (1) 応募できる者は、個人、法人、及び団体等とする。
- (2) 経験年数及び実績は問わない。
- (3) 次の事項に該当する者は、応募することができない。
 - ア 政令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者。
 - イ 自己又は自社の役員等が次のいずれかに該当する者。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者
 - ② 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ③ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ④ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
ウ 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援
助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者。

エ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122
号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営
業又は第 13 項に規定する接客業務受託営業を営む者。

オ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する
法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹
介事業者。

カ 県税を滞納している者。

キ 法令に違反している者など、契約の相手方として適切でない者として財産管理
者が別に定める者。

5 賃貸借条件

- (1) 賃貸借料は、最低価格を年額 369,461 円（税込）とし公募型見積合わせを行い、
見積額の最高価格とする。
- (2) 賃貸借可能期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。行政財
産の貸付けは、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条に規定する定期建物賃貸
借とし、契約の更新がないものとする。ただし、再契約を行うことが出来る。
- (3) 契約保証金は、貸付料の 100 分の 10 の金額とし、契約満了時に契約を誠実に履
行したと認められた者にあつては、これを還付する。
- (4) 賃貸借料は財産管理者が指定する期限までに全額納入すること。
- (5) 事業者が第三者に及ぼした損害については、事業者の負担により賠償するものと
する。
- (6) 賃貸借物件を県に返還するときは、事業者の責任と負担において原状回復すること。
- (7) その他の条件は、別紙仕様書のとおりとする。

6 応募申込手続

申込（見積）書を（別紙 4）を提出するに際し、直接又は郵送により、指定する期日
までに応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 応募申込

ア 提出書類

- ① 長野県立歴史館喫茶室カウンタースペースの貸付けに係る応募資格関係書類
送付書（別紙 1）
- ② 役員等一覧（別紙 2）
- ③ 事業（利用）計画書
- ④ 誓約書（別紙 5）
- ⑤ 身分証明書（写し）

- ・ 個人の場合は顔が確認できる身分証明書及び、住民票記載事項証明書
- ・ 法人の場合は登記事項証明書
- ・ 団体の場合は規約等及び代表者に関する県または、市町村長が発行する身分証明書

⑥ 納税証明書（写し）

- ・ 個人の場合は、住民税・固定資産税・国民健康保険税
- ・ 法人の場合は県税の未納がないことの証明

⑦ 委任状（別紙 3）※代理人が公募型見積合わせに参加する場合

イ 提出先

〒387-0007 長野県千曲市大字屋代 260-6

長野県立歴史館 管理部

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 17 日（火）午後 3 時まで（必着）

(2) 説明会

一堂に会しての説明会は実施しない。現地確認及び、説明を希望するものは令和 8 年 3 月 15 日（日）午後 3 時までに県立歴史館管理部に申し出ること。

(3) 留意事項

- ア 提出された申込書類は、原則として返却しない。
- イ 申込に関する費用は、すべて申込者の負担とする。
- ウ 予算執行者は、入札参加資格要件審査のため、審査書類を提出した参加希望者に対して、必要な指示をすることができるものとする。エ 予算執行者が必要と認めた場合は、審査書類に関するヒアリングを実施することができるものとする。

(4) 参加者の決定

- ア 書類審査の結果、参加資格がないと財産管理者が認めた場合は公募型見積合わせに参加できないものとする。
- イ 参加資格がないと認めた者に対して、令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時までにその旨を、電話又は、FAXで通知する。

7 見積合わせ

(1) 見積合わせの実施方法

- ア 参加者は、申込（見積）書を（別紙 4）を直接または郵送により指定する期日までに提出しなければならない。
- イ 郵送による場合は、次の方法により提出しなければならない。
 - ① 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

② 申込（見積）書（別紙４）を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、見積合せの日、貸付箇所及び参加者の氏名又は名称等を記載すること。

③ 外封筒には、申込（見積）書（別紙４）を同封した中封筒を入れ、封筒の表面に、見積合わせの日、貸付箇所、応募者の氏名又は名称等、担当者名及び担当者連絡先（電話番号・FAX 番号）を記載すること。

ウ 申込（見積）書の提出期限

（ア）提出期限

令和８年３月１９日（木）午後２時まで（必着）

（イ）提出先

〒387-0007 長野県千曲市大字屋代 260-6

長野県立歴史館 管理部

エ 見積合わせの日時及び場所

令和８年３月１９日（木）午後２時１５分

オ 見積合わせにおいては、見積参加者の立ち合いを求めないものとする。

カ 提出した申込（見積）書（別紙４）の引き換え、変更または取消をすることはできない。

（３）見積合わせの回数

１回のみ

（４）無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する申込（見積）書（別紙４）は、無効とします。

ア 応募資格のない者が行った見積

イ 同一人が見積った２通以上の申込（見積）書（別紙４）全部

ウ 維持管理者となる者も応募申込を行った場合の応募者及び維持管理者双方の見積

エ 見積参加者が協定して見積ったもの

オ 金額を訂正し、訂正印のないもの

カ 記名、押印のないもの

キ 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの

ク 申込期間内に申込（見積）書が到達しなかったもの

ケ その他この「募集要領」に規定する条項に違反したもの

（５）採用する見積書

ア 有効な申込（見積）書（別紙４）を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で、最高の価格をもって応募した者を採用とします。

イ 採用となるべき同価の申込（見積）をした者が二人以上あるときは、当該申込（見積）者にくじを引かせ、採用を決めるものとします。この場合において、代理人がくじを引く場合は、委任状（別紙３）を提出しなければなりません。

ウ イのうち、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員に、くじを引かせるものとします。

(6) 注意事項

ア 印章は提出書類全てに同じものを使用すること。

イ 法人の場合は代表者印を使用すること。

ウ 見積金額は年額とし、消費税が課税される物件の契約金額の決定に当たっては、申込（見積）書（別紙4）に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定価格とする。見積合わせ参加者は、消費税に係る課税事業者であるのか免税事業者であるかを問わず、消費税法及び地方税法に定める率をもって計算した消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた金額を申込（見積）書（別紙4）に記載すること。

エ 申込（見積）書（別紙4）の書き換え、引き換え、撤回はできない。

オ 決定した日から7日以内に財産管理者と県有財産賃貸借契約書により契約を締結し、財産管理者が指定する期日までに契約額の100分の10に相当する金額を納めること。

（ア）財産管理者名：長野県立歴史館長

（イ）財産管理者所在地：〒387-0007 長野県千曲市大字屋代 260-6